

臨時給付金 の申請は お済みですか？

平成26年4月の消費税率引上げによる負担を緩和するため、次の方には
1万円または**1万5千円**の給付金が支給されます。

住民税が
課税されていない方

平成26年1月分の児童手当を
受給している方

臨時福祉
給付金

子育て世帯
臨時特例給付金



給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
対象者でまだ申請していない方は、お早めにご申請ください。
※受け取れる給付金はいずれか一方のみ、一回限りです。

申請期限

平成26年12月26日(金)まで (当日消印有効)

詳しくは裏面をご覧ください。

臨時福祉給付金

●対象者

平成26年度の**住民税が課税されていない方**

※課税されている方の扶養親族等や生活保護の受給者などは除きます。

●支給額

1人につき**1万円**

次の方には**5千円**が加算され**1万5千円**

[基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者]

子育て世帯 臨時特例給付金

●対象者

平成26年1月分の**児童手当(特例給付を含む)の受給者**

※平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方は除きます。

●支給額

対象児童1人につき**1万円**

※臨時福祉給付金や生活保護を受給している児童などは除きます。

申請方法



郵送 〒180-8777 武蔵野市役所 地域支援課 臨時給付金担当

窓口 武蔵野市役所西棟1階111会議室、各市政センター(夜間窓口を除く)

※申請書は、対象と思われる方のいる世帯に6月末頃に送付していますが、
窓口、市ホームページでも入手できます。

※申請先は、平成26年1月1日時点で住民票がある市区町村です。

お問合せ



武蔵野市臨時給付金コールセンター

☎ 0570-666-460

(平日午前9時～午後5時。12月26日まで開設)



武蔵野市 健康福祉部 地域支援課 臨時給付金担当



給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください

- ・市がATM(金融機関、コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作や、給付金を支給するための手数料の振込を求めることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。